

「知的財産に関する世論調査」の概要

平成 26 年 11 月 27 日
内閣府政府広報室

調査概要 調査対象 全国 20 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人
有効回収数(率) 1,801 人 (60.0%)
調査時期 平成 26 年 10 月 16 日～10 月 26 日
調査方法 調査員による個別面接聴取

調査目的 知的財産に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする。

調査項目

- 1 「ニセモノ」購入を見聞きしたことがあるか
- 2 「ニセモノ」購入についての認識
- 3 国の啓発活動の認知度
- 4 インターネットの利用状況
- 5 「なりすましサイト」を知っているか
- 6 他人のコンテンツを許諾なくインターネット上で公開・共有することが違法だと知っていたか
- 7 有償で提供されているコンテンツが違法にインターネット上で公開・共有されたものだと知りながら、それをダウンロードする行為が、刑事罰の対象となることを知っていたか
- 8 ニセモノの被害をなくすには、どのような取組が必要だと思うか

<お願い>

本資料の内容を引用された場合、その掲載部分の写しを
下記宛にご送付ください。

内閣府大臣官房政府広報室
世論調査担当

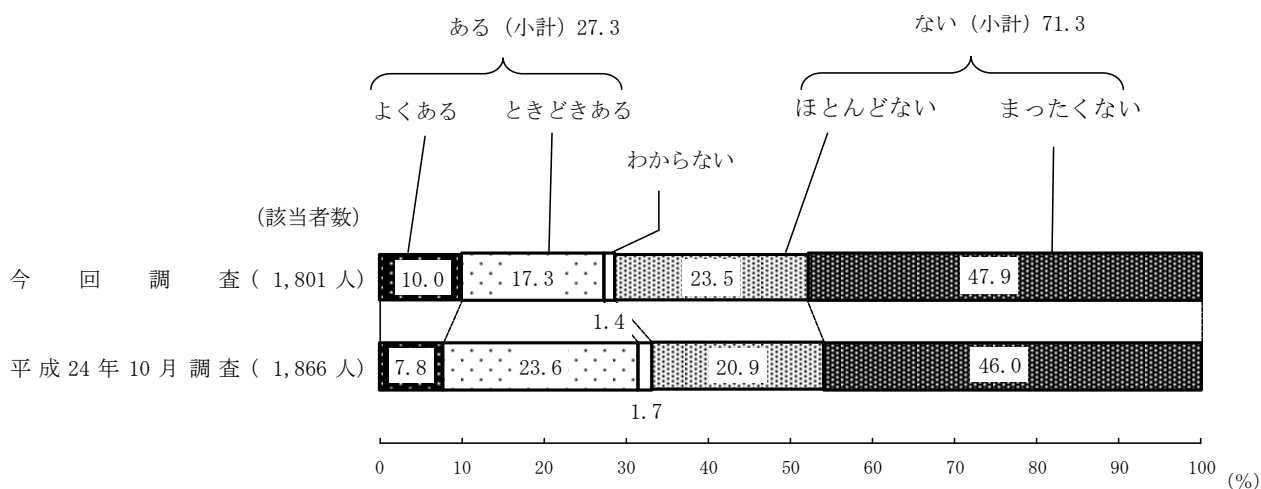
〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
電話 03(3581)0070
FAX 03(3580)1186

1 「ニセモノ」に対する意識

(1) 「ニセモノ」購入を見聞きしたことがあるか

問1 ここ数年の間に、あなたの身の回りで、「ニセモノ」であることをわかった上で、おみやげなどで海外から「ニセモノ」を購入したり、インターネットを通じて「ニセモノ」を購入したりしているのを見聞きしたことがありますか。この中から1つだけお答えください。

	平成 24 年 10 月		平成 26 年 10 月
・ある (小計)	31.4%	→	27.3%
・よくある	7.8%	→	10.0%
・ときどきある	23.6%	→	17.3% (減)
・ない (小計)	66.9%	→	71.3% (増)
・ほとんどない	20.9%	→	23.5%
・まったくない	46.0%	→	47.9%



[参考] 「ニセモノ」購入を見聞きしたことがあるか (時系列)

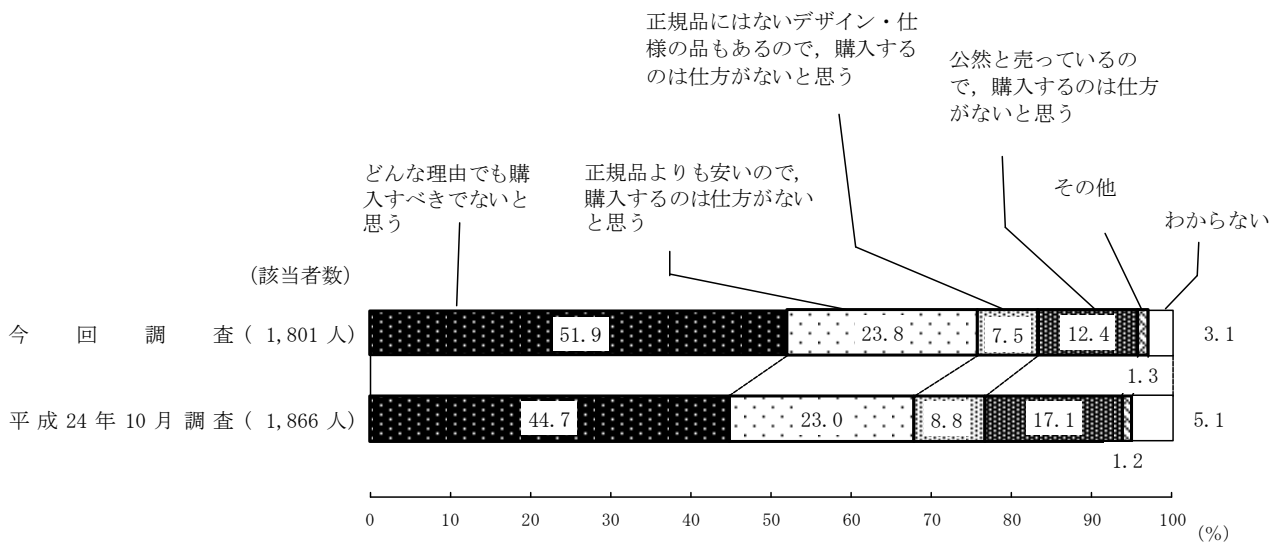
	該 当 者 数	あ			な			わ か ら な い
		(小計) る	よ く あ る	と き ど き あ る	(小計) い	ほ と ん ど な い	ま っ た く な い	
	人	%	%	%	%	%	%	%
今 回 調 査	1,801	27.3	10.0	17.3	71.3	23.5	47.9	1.4
平 成 24 年 10 月 調 査	1,866	31.4	7.8	23.6	66.9	20.9	46.0	1.7
平 成 20 年 9 月 調 査	1,770	34.2	9.9	24.2	64.6	17.5	47.2	1.2
平 成 18 年 7 月 調 査	1,801	39.1	10.3	28.8	58.9	23.8	35.1	2.0
平 成 16 年 7 月 調 査	2,097	32.9	7.9	25.0	61.7	23.7	38.0	5.4

(注)平成18年7月調査までは、「あなたの身の回りで、「ニセモノ」であることをわかった上で、おみやげなどで海外から「ニセモノ」を購入したり、インターネットを通じて「ニセモノ」を購入しているのを見聞きしたことがありますか。」と聞いている。

(2) 「ニセモノ」購入についての認識

問2 あなたは、「ニセモノ」であることをわかった上で「ニセモノ」を購入することについて、どう思いますか。この中から1つだけお答えください。

	平成 24 年 10 月	→	平成 26 年 10 月
・どんな理由でも購入すべきでないと思う	44.7%		51.9% (増)
・正規品よりも安いので、購入するのは仕方がないと思う	23.0%		23.8%
・正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方がないと思う	8.8%		7.5%
・公然と売っているので、購入するのは仕方がないと思う	17.1%		12.4%



[参考] 「ニセモノ」購入についての認識 (時系列)

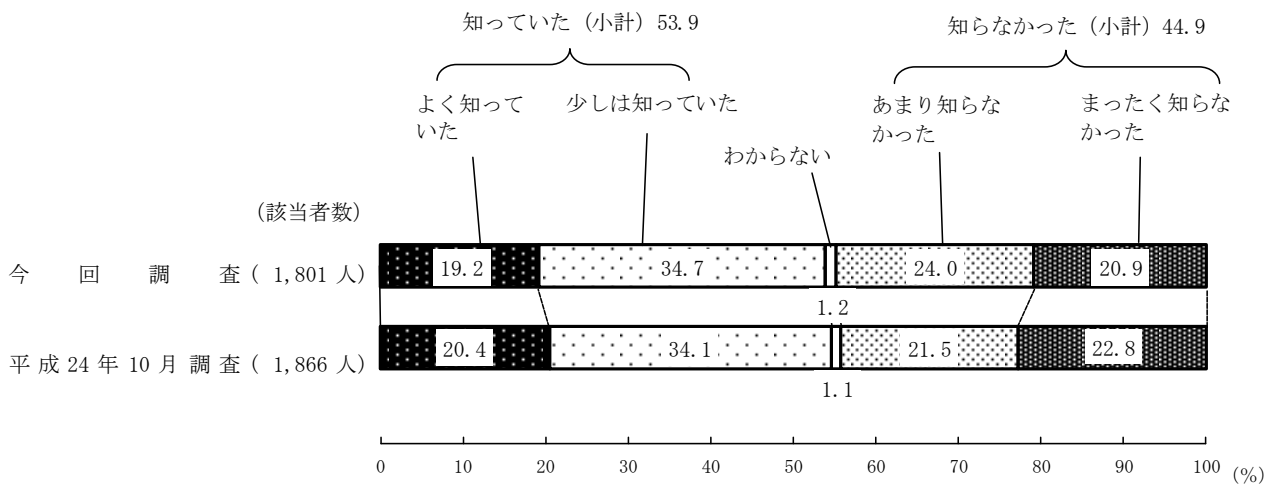
	該 当 者 数	ど ん な 理 由 で も 購 入 す べ き で な い と 思 う	正 規 品 よ り も 仕 方 が な い と 思 う	正 規 品 に は な い デ ザ イ ン ・ 仕 様 の 品 も あ る の は 仕 方 が な い と 思 う	公 然 と 売 っ て い る の は 仕 方 が な い と 思 う (注)	そ の 他	わ か ら な い
	人	%	%	%	%	%	%
今 回 調 査	1,801	51.9	23.8	7.5	12.4	1.3	3.1
平 成 24 年 10 月 調 査	1,866	44.7	23.0	8.8	17.1	1.2	5.1
平 成 20 年 9 月 調 査	1,770	39.9	27.3	7.5	17.6	2.1	5.5
平 成 18 年 7 月 調 査	1,801	47.4	29.8	9.8	5.6	1.6	5.9
平 成 16 年 7 月 調 査	2,097	39.6	29.9	10.3	6.7	1.6	12.0

(注)平成18年7月調査までは、「公然と売っているの、購入してもよいと思う。」となっている。

(3) 国の啓発活動の認知度

問3 国では、ニセモノを撲滅するため、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」として、ポスター、新聞広告、インターネットなどの媒体を通じた啓発活動を行っています。あなたは、このような取組をご存じでしたか。この中から1つだけお答えください。

	平成24年10月		平成26年10月
・知っていた (小計)	54.6%	→	53.9%
・よく知っていた	20.4%	→	19.2%
・少しは知っていた	34.1%	→	34.7%
・知らなかった (小計)	44.3%	→	44.9%
・あまり知らなかった	21.5%	→	24.0%
・まったく知らなかった	22.8%	→	20.9%



[参考] 国の啓発活動の認知度（時系列）

	該 当 者 数	知 っ て (小計) た	知		知 ら な か (小計) た	あ ま り 知 ら な か つ た		ま つ た く 知 ら な か つ た	わ か ら な い
			よ く 知 っ て い た	少 し は 知 っ て い た		あ ま り 知 ら な か つ た	ま つ た く 知 ら な か つ た		
	人	%	%	%	%	%	%	%	%
今 回 調 査	1,801	53.9	19.2	34.7	44.9	24.0	20.9	1.2	
平 成 24 年 10 月 調 査	1,866	54.6	20.4	34.1	44.3	21.5	22.8	1.1	
平 成 20 年 9 月 調 査	1,770	54.5	20.4	34.1	43.4	23.2	20.2	2.1	
平 成 18 年 7 月 調 査	1,801	52.6	24.3	28.3	46.1	23.7	22.5	1.3	

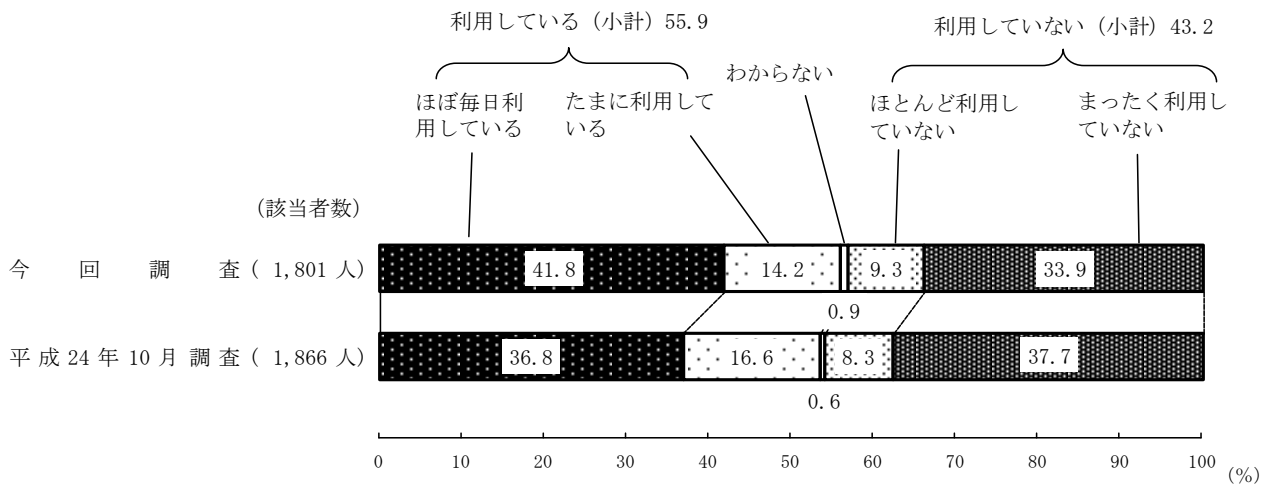
(注)平成20年9月調査までは、「国では、ニセモノを撲滅するため、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」として、ポスター、テレビCM、インターネットなどの媒体を通じた啓発活動を行っています。あなたは、このような取り組みをご存じでしたか。この中から1つだけお答えください。」と聞いている。

2 インターネット上の知的財産侵害に対する意識

(1) インターネットの利用状況

問4 あなたは、日常、仕事・私的利用を問わずホームページ（Web（ウェブ））の閲覧や電子メール送受信など、パソコンや携帯電話などによるインターネットの利用状況はどの程度ですか。この中から1つだけお答えください。

	平成 24 年 10 月		平成 26 年 10 月
・利用している（小計）	53.3%	→	55.9%
・ほぼ毎日利用している	36.8%	→	41.8%
・たまに利用している	16.6%	→	14.2%
・利用していない（小計）	46.0%	→	43.2%
・ほとんど利用していない	8.3%	→	9.3%
・まったく利用していない	37.7%	→	33.9%



[参考] インターネットの利用状況（時系列）

	該 当 者 数	利 用 し て （ 小 計 ） る	ほ ぼ 毎 日 利 用 し て い る	た ま に 利 用 し て い る	利 用 し て い な い （ 小 計 ） い	ほ と ん ど 利 用 し て い な い	ま っ た く 利 用 し て い な い	わ か ら な い
			人	%	%	%	%	%
今 回 調 査	1,801	55.9	41.8	14.2	43.2	9.3	33.9	0.9
平 成 24 年 10 月 調 査	1,866	53.3	36.8	16.6	46.0	8.3	37.7	0.6
平 成 20 年 9 月 調 査	1,770	46.0	29.1	16.9	53.1	7.3	45.8	0.9

(注)平成20年9月調査では、「あなたは、パソコンや携帯電話などで、日常、仕事・私的利用を問わずホームページ（Web（ウェブ））の閲覧や電子メール送受信など、インターネットを利用しますか。」と聞いている。

[参考] インターネットの利用頻度

	該 当 者 数	ほ ぼ 毎 日 利 用 し て い る	た ま に 利 用 し て い る	ま っ た く 利 用 し て い な い
	人	%	%	%
平 成 16 年 7 月 調 査	2,097	16.6	19.7	63.7

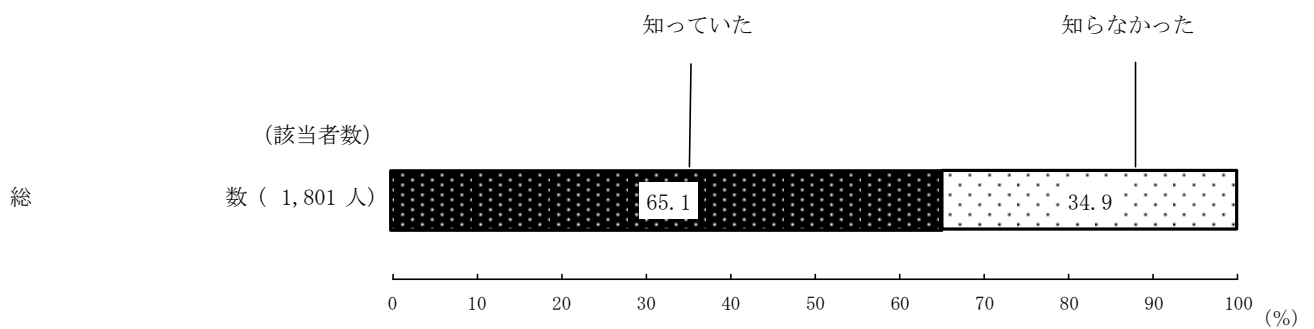
(注)「まず、あなたは、日常、仕事・私的利用を問わずどのくらいの頻度でホームページ(Webウェブ)の閲覧や電子メール送受信など、インターネットを利用しますか。」と聞いている。

(2) 「なりすましサイト」を知っているか

問5 あなたは、「なりすましサイト」の存在をご存じでしたか。

平成 26 年 10 月

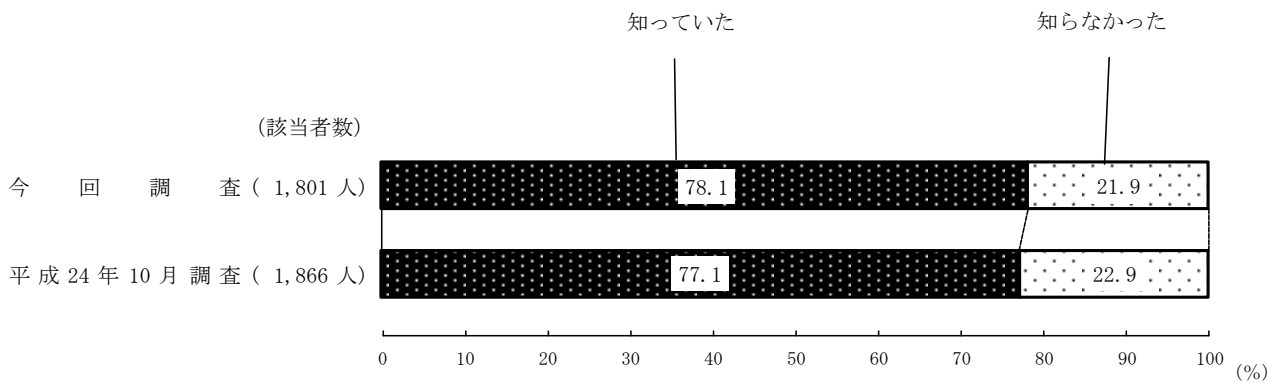
- ・知っていた 65.1%
- ・知らなかった 34.9%



(3) 他人のコンテンツを許諾なくインターネット上で公開・共有することが違法だと知っていたか

問6 あなたは、他人が権利を有する音楽、映画、テレビ番組、マンガなどのコンテンツを許諾なくインターネット上で公開・共有した場合、原則として違法となることをご存じでしたか。

	平成 24 年 10 月	→	平成 26 年 10 月
・知っていた	77.1%		78.1%
・知らなかった	22.9%		21.9%



[参考] 他人のコンテンツを許諾なくインターネット上で公開・共有することが違法だと知っていたか (時系列)

	該	知	知
	当	っ	ら
	者	て	な
	数	い	か
		た	っ
		た	た
	人	%	%
今 回 調 査	1,801	78.1	21.9
平 成 24 年 10 月 調 査	1,866	77.1	22.9
平 成 20 年 9 月 調 査	1,770	75.8	24.2

(注)平成20年9月調査では、「あなたは、他人が権利を有する著作物を許諾なくインターネット上で公開・共有した場合、原則として違法となることをご存じでしたか。」と聞いている。

[参考] インターネット上に著作物を無断で置くことが違法だと知っていたか

	該 当 者 数	知 っ て い た	知 ら な か っ た	わ か ら な い
	人	%	%	%
平成 16 年 7 月 調 査	2,097	67.0	24.9	8.1

(注)「あなたは、映画やコンピュータソフトなどの著作物を、著作権者の同意がないままインターネットで誰でも手に入れられる状態に置くことが違法であることを知っていましたか。」と聞いている。

3 被害をなくすために必要な取組

(1) ニセモノの被害をなくすには、どのような取組が必要だと思うか

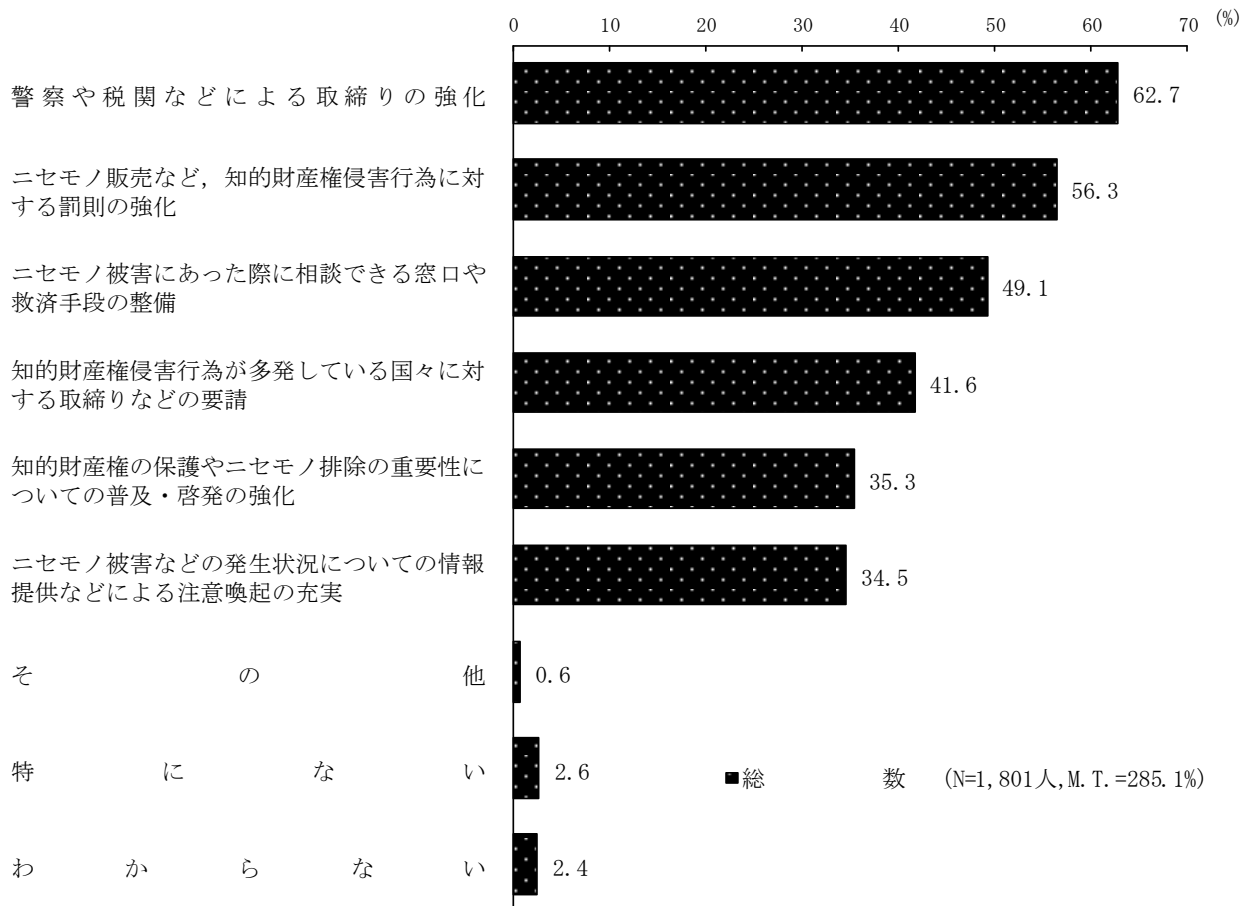
問8 あなたは、ニセモノによる被害をなくすためには、どのような取組が必要だと思いますか。この中からいくつでもあげてください。

(複数回答, 上位4項目)

平成26年10月

- ・警察や税関などによる取締りの強化 62.7%
- ・ニセモノ販売など, 知的財産権侵害行為に対する罰則の強化 56.3%
- ・ニセモノ被害にあった際に相談できる窓口や救済手段の整備 49.1%
- ・知的財産権侵害行為が多発している国々に対する取締りなどの要請 41.6%

(複数回答)



【資料2】を調査対象者に提示し、読んでもらった上で質問する。）

【資料2】

近年、インターネット上で違法に音楽、映画、テレビ番組、マンガなどのコンテンツが公開・共有（※）される例が増えています。また、正規インターネットショッピングサイトのデザインや商品写真などを、無断でコピーしたサイト（いわゆる「なりすましサイト」）を作り、代金支払後も商品を送らなかつたり、「ニセモノ」を送付したりする被害も発生しています。

音楽、映画、テレビ番組、マンガなどのコンテンツは、著作権で保護されており、許諾なくインターネット上で公開・共有したり、許諾なく公開・共有されていることを知りながらダウンロードすると、原則として違法となります。これらの行為は正規品の販売を阻害し、産業を衰退させる原因となると指摘されています。

※「自らのホームページでの公開、関係するホームページに投稿することによる公開、専用ソフトを使用した共有など」

Q4【回答票4】あなたは、日常、仕事・私的利用を問わずホームページ（Web（ウェブ））の閲覧や電子メール送受信など、パソコンや携帯電話などによるインターネットの利用状況はどの程度ですか。この中から1つだけお答えください。

- (41.8) (ア) ほぼ毎日利用している
- (14.2) (イ) たまに利用している
- (9.3) (ウ) ほとんど利用していない
- (33.9) (エ) まったく利用していない
- (0.9) (オ) わからない

Q5 あなたは、「なりすましサイト」の存在をご存じでしたか。

- | | |
|--------|--------|
| (65.1) | (34.9) |
| 知っていた | 知らなかった |

Q6 あなたは、他人が権利を有する音楽、映画、テレビ番組、マンガなどのコンテンツを許諾なくインターネット上で公開・共有した場合、原則として違法となることをご存じでしたか。

- | | |
|--------|--------|
| (78.1) | (21.9) |
| 知っていた | 知らなかった |

Q7 あなたは、有償で提供されている音楽、映画などのコンテンツが違法にインターネット上で公開・共有されたものだと知りながら、それをダウンロードする行為が、刑事罰の対象となることをご存じでしたか。

- | | |
|--------|--------|
| (70.1) | (29.9) |
| 知っていた | 知らなかった |

Q8【回答票5】あなたは、ニセモノによる被害をなくすためには、どのような取組が必要だと思いますか。この中からいくつでもあげてください。(M.A.)

- (62.7) (ア) 警察や税関などによる取締りの強化
- (56.3) (イ) ニセモノ販売など、知的財産権侵害行為に対する罰則の強化
- (41.6) (ウ) 知的財産権侵害行為が多発している国々に対する取締りなどの要請
- (35.3) (エ) 知的財産権の保護やニセモノ排除の重要性についての普及・啓発の強化
- (34.5) (オ) ニセモノ被害などの発生状況についての情報提供などによる注意喚起の充実
- (49.1) (カ) ニセモノ被害にあった際に相談できる窓口や救済手段の整備
- (0.6) その他 ()
- (2.6) 特にない
- (2.4) わからない

(M.T.=285.1)